

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村

地域公共交通活性化協議会規約（案）

令和5年9月28日

（目的）

第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）のうち、協議会が実施主体となる路線バス（路線定期運行の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の沿線地域（以下「金剛ふるさとバス沿線地域」という。）に係る法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議並びにその計画の実施に関する連絡調整及び必要な事務の管理執行を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、金剛ふるさとバス沿線地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要な路線バス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した旅客運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、大阪府富田林市常盤町1番1号富田林市役所内とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、金剛ふるさとバス沿線地域における次に掲げる事項で、鉄道駅を起終点として運行する系統路線（以下「幹線系統」という。）に関するものについて協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他協議会の目的を達成するために必要な事項

- 2 協議会は、それぞれの関係市町村における法第6条第1項の規定による協議会（以下「単独協議会」という。）において協議する事項のうち、幹線系統への接続その他の協議会が協議すべき事項に関連するものについては、必要に応じて単独協議会に対し協議状況等の報告を求め、又は意見を聴くことができる。

（組織）

第4条 協議会は、委員34人以内で組織し、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 関係市町村は、必要があると認めるときは、委員を増員することができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長を置き、富田林市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたとき又は双方代理となる事項については、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に協議会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議事項については、非公開で行うものとする。

6 会長は、やむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。

7 会長は、会議の結果を直近で開催される単独協議会に報告するものとする。

(分科会等)

第8条 会長は、第3条第1項の協議事項に関して、必要に応じて分科会等を設置することができる。

2 分科会等は、第4条第1項に定める委員その他協議会が必要と認める者をもって組織する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項について、協議会の構成員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、関係市町村と連絡調整を図り、協力してその事務を行う。

3 協議会の事務局は、富田林市交通政策担当課に置く。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰入金その他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監事を2名置き、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の出納監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が

別に定める。

(協議会の組織の変更及び解散)

第 15 条 協議会を設ける市町村の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し(軽微なものを除く。)、又は協議会を解散しようとするときは、関係市町村(市町村の増加の場合は、関係市町村及び増加に係る市町村)の協議によりこれを定め、協議会に諮るものとする。

(脱退)

第 16 条 前条の規定にかかわらず、協議会を脱退しようとする関係市町村は、12 月末日までに他の全ての関係市町村に書面で予告の上、協議会の協議により、当該年度の末日をもって協議会から脱退することができる。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(財産処分)

第 18 条 第 15 条又は第 16 条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町村の協議によりこれを定める。

(細則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会の設置後、最初に委嘱又は任命される委員の任期については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設置初年度の会計年度については、第 11 条の規定にかかわらず、こ

の規約の施行の日から令和6年3月31日までとする。

(検討)

- 4 第3条第1項第2号に係る事項については、当分の間、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置が講じられるようにするものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年5月7日から施行する。

別表（第４条関係）

構成	所属等	委員
学識経験者	富山大学都市デザイン学部	准教授 猪井 博登
運輸行政	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局	輸送部門首席運輸企画専門官
		総務企画部門首席運輸企画専門官
大阪府	大阪府都市整備部交通戦略室	交通戦略室長が指名する者
	大阪府都市整備部事業調整室	事業調整室長が指名する者
公安委員会	大阪府警察本部富田林警察署	富田林警察署長が指名する者
道路管理者	大阪府富田林土木事務所	富田林土木事務所長が指名する者
住民又は利用者	富田林市民	富田林市交通会議会長が指名する市民委員（２名）
	太子町民	太子町地域公共交通会議会長が指名する町民委員（２名）
	河南町民	河南町地域公共交通会議会長が指名する町民委員（２名）
	千早赤阪村民	千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長が指名する村民委員（２名）
公共交通事業者	近鉄バス株式会社	近鉄バス株式会社が指名する者
	南海バス株式会社	南海バス株式会社が指名する者
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社が指名する者
	南海電気鉄道株式会社	南海電気鉄道株式会社が指名する者
	大阪第一交通株式会社	大阪第一交通株式会社が指名する者
	近鉄タクシー株式会社	近鉄タクシー株式会社が指名する者
	一般社団法人大阪バス協会	一般社団法人大阪バス協会が指名する者
運転者団体	近鉄バス労働組合	近鉄バス労働組合が指名する者

	南海バス労働組合	南海バス労働組合が指名する者
市町村	富田林市	富田林市長
		富田林市長が指名する者
	太子町	太子町長
		太子町長が指名する者
	河南町	河南町長
		河南町長が指名する者
	千早赤阪村	千早赤阪村長
		千早赤阪村長が指名する者